

社会福祉法人 武蔵村山正徳会  
介護職員初任者研修課程(通学)  
学 則

(事業者の名称・所在地)

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

社会福祉法人武蔵村山正徳会

〒208-0023 東京都武蔵村山市伊奈平四丁目10番地の2

(目的)

第2条 高齢者の増大かつ多様化するニーズに 介護の業務に従事する者が、業務を遂行する上で、知識・技術を実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行えるように、介護分野を目指す人材を増やし、広く地域社会への貢献を実現していくことを目的とする。

(実施課程及び形式)

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業(以下研修という)を実施する。

介護職員初任者研修課程(通学形式)

(研修事業の名称)

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。

介護職員初任者研修講座(通学形式)

(年度事業計画)

第5条 令和 5年度の研修事業は次の計画のとおり実施する。

区分	実施期間	募集定員
第1回	令和 5年 9月 2日～令和 5年11月25日まで	8名

(受講対象者)

第6条 受講対象者は次の者とする。

- (1)東京都武蔵村山市内在住・在勤者と近隣市内に在住・在勤者で通学可能な者
- (2)年齢は60歳までの者
- (3)カリキュラム全てを受講できる者
- (4)受講希望者数が開講最低人数に達しない場合は、延期または中止とさせて頂く場合があります。また、延期または中止とする場合は年度内に開校しない場合があります。

延期または中止になる場合は応募終了後3日以内にお知らせします。

(研修参加費用)

第7条 研修参加費は次のとおりとする。(税込み)

内訳	金額	研修参加費用合計	納入方法	納付期限
受講料	42,876円		一括納付	受講開始
テキスト代	7,124円	50,000円		前日まで
補講(1科目)	3,300円/時間	*第16条参照	補講当日	補講当日
追試料	3,300円/回	*第14条(3)参照	追試当日	追試当日
証明書再発行料	550円/回	*第19条参照	随時	再発行時

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

テキスト名	出版社名
介護職員初任者研修テキスト 2訂版	一般財団法人長寿社会開発センター

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

研修時間130時間・38科目とする。

研修カリキュラムの一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を受講することにより当該科目を履修したものとみなす。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、別紙「研修会場一覧」のとおりとする。

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は別紙「講師一覧」のとおりとする。

(募集手続き)

第12条 募集手続きは次のとおりとする。

- (1) 当法人指定の申し込み用紙に必要事項を記載の上、受講者本人の確認のために、次のいずれかの書類を添付し、期日までに申し込む。
  - ・戸籍謄本または抄本、もしくは住民票
  - ・健康保険証もしくは年金手帳の写し
- (2) 当法人は、書類審査の上、面接を行い受講者の決定を行う。受講決定者には受講決定通知書を通知する。
- (3) 受講決定通知書を受け取った受講者は、指定の期日までに受講料を納入する。
- (4) 当法人は、受講料の納入を確認した後、教材を受講日初日に配布する。

(科目の免除)

第13条 科目の免除は認めない。

(修了の認定)

第14条 修了の認定は、次の修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して行う。

- (1) 成績評価は、東京都介護員養成研修事業実施要綱に規定する「各項目の到達目標、評価、内容」の「修了時の評価ポイント」に沿って、担当講師が科目ごとに行い、その評価をまとめて項目全体の評価を行う。また、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価については、併せて実技試験も行う。実技試験は、「9 こころとからだのしくみと生活支援技術」の面接授業内で行う。成績評価で知識・技術等の習得が十分でないと評価された者は必要に応じて補講等を行い、筆記試験より前に到達目標に達するよう支援する。
- (2) 筆記試験は、第9条に定めるカリキュラムを全て履修した者に対して行う。
- (3) 修了評価基準は、次のとおり、理解度及び実技習得度の高い順にA、B、C、Dの

4区分で評価した上で、筆記試験及び実技試験に修了評価がC以上の受講者を、評価基準を満たしたものとして認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い再度、追試を受験し基準に達するまで再評価を行う。

評価基準(100点を満点とする)

A=90点以上、B=80~89点、C=70~79点、D=70点未満

\*追試を受験する場合の料金は追試当日に支払うものとする。

(研修欠席者の扱い)

第15条 理由の如何にかかわらず、研修開始から15分以上遅刻した場合は欠席とする。

また、やむを得ず欠席する場合は必ず研修開始前に電話等により届け出ることとする。

(補講の取扱い)

第16条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、

科目ごとに補講を受講することにより当該科目を履修したものとみなす。

1科目を1時間あたり3,300円(税込み)を受講者の負担とする。

例)1科目 4時間の補講 3300円×4時間 = 13,200円

(受講の取り消し)

第17条 次の各号に該当するものは、受講を取り消すことができる。

(1)学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者

(2)研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

(修了証明書の交付)

第18条 第14条により修了を認定された者には、当法人において東京都介護員養成研修事

業実施要綱8に規定する修了証明書と携帯用修了証明書を交付する。

(修了者管理の方法)

第19条 修了者管理については、次により行う

(1) 修了者を修了者台帳に記載し、永久保存するとともに、東京都が指定した様式に基  
き知事に報告する。

(2)修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

再発行手数料 550円(税込み)

(公表する情報の項目)

第20条 東京都介護員養成研修事業実施要綱7 に規定する情報の公表に基づき、当法人

ホームページ(<https://www.Sunshinehome.or.jp>)において開示する内容

は、以下のとおりとする。

(1) 研究機関情報

法人格、法人名称、住所、電話番号、代表者名、教育事業の概要、法人財務情  
報、事業所の名称、事業所の住所、理念、学則、研修施設、設備、在籍講師数(専  
任・兼任別)沿革、事業所の組織

(2) 研修事業情報

研修の概要(対象、研修スケジュール、定員、実習の有無、研修受講手続き、費  
用、留意事項)、研修カリキュラム(科目別シラバス、担当講師一覧、研修の特  
色)、修了評価(評価方法、評価者、再履修等の基準)、実績情報(年度ごとの過  
去の研修実施回数、研修修了者数)、連絡先等(申込み先、資料請求先、法人苦  
情対応窓口:社会福祉法人武藏村山正徳会 理事長 笹本悦弘、事業所苦情相

談窓口：特別養護老人ホームサンシャインホーム総務課主任大槻満、連絡先：電話：042-531-3741 FAX:042-531-2321、研修評価（受講生アンケートの結果、自己評価）

（研修事業執行担当部署）

第21条 本研修事業は当法人施設総務課にて執行する。

（その他留意事項）

第22条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

（1）研修の受講に際して、受講申込時又は研修開始日の開校式までに本人確認を行う。

本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出等により行うものとし、本人確認が出来ない場合は、受講の拒否又は修了の認定を行わないものとする。

①戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出

②住民基本台帳カードの提示

③在留カード等の提示

④健康保険証・運転免許証・パスポートの提示

⑤年金手帳の提示

⑥国家資格等を有する者については免許証又は登録証の提示等

（2）研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施事業所と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

法人苦情対応窓口：社会福祉法人 武藏村山正徳会 理事長 笹本 悅弘

事業所苦情相談窓口：特別養護老人ホームサンシャインホーム

総務課 主任 大槻 満

連絡先：電話：042-531-3741 FAX:042-531-2321

（3）事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないとともに受講者にも指導を行う。

（施行細則）

第23条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当法人が協議の上これを定める。

（附則）

第24 条 この学則は平成27年 5月29日から施行する。

平成27年 3月 1日一部改正実施。

平成28年 2月18日一部改正実施。

平成28年 3月28日一部改正実施。

平成28年 9月23日一部改正実施。

平成29年 5月 1日一部改正実施。

平成29年10月30日一部改正実施。

平成30年11月30日一部改正実施。

令和 1年10月21日一部改正実施。

令和 3年 7月20日一部改正実施。

令和 4年10月 1日一部改正実施。

令和 5年 5月 1日一部改正実施。